

また、本件処分について福祉事務所からの説明を求め、併せて就労自立給付金の申請を求める。

2 事案の概要

本件は、法に基づく保護を受けていた審査請求人が、処分庁から受けた本件処分について、審査請求人の生活状況を勘案すると保護廃止ではなく停止とすべきであること、給与支給日が●日であるのに●日付けで保護廃止とされていることが理解できないこと、保護廃止前に申請が必要な就労自立給付金について処分庁から何も説明がなかったことから、違法又は不当な処分であるとして、この取消しを求める審査請求をした事案である。

3 前提事実

(1) 当事者

ア 審査請求人

埼玉県●市に居住地を有する者であって、処分庁から法に基づき保護を受けていた被保護者（現に保護を受けている者。法第6条第1項）である。また、●市から自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けている者である。

イ 処分庁

●市長は、法第19条第1項による保護の実施機関であり、処分庁は、同条第4項に基づき、同市長から委任を受けて、同市（審査請求人の居住地）における生活保護の決定及び実施に関する事務を行う福祉事務所の長である。

(2) 関係法令等

ア 保護の実施機関による保護の決定及び実施

市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する

要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者。法第6条第2項）に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（法第19条第1項）。

処分庁は、上記(1)イのとおり、市長から委任を受けて、法の定めるところにより、保護の決定及び実施に関する事務を行っている。

なお、市が法第19条第1項、第25条第2項及び第26条等の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とされている（地方自治法第2条第9項第1号、第10項、別表第一の「生活保護法」の項）。

イ 保護の要否及び程度の決定

保護の要否及び程度の決定については、処理基準（厚生労働大臣がその所管する法に係る都道府県及び市町村の法定受託事務（上記ア参照）の処理について、都道府県及び市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準。地方自治法第245条の9第1項及び第3項）として、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）の第10があり、これによれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8（※注記参照）によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

※注 次官通知第8の「2 収入額の認定の原則」において、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入が保護確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」とされている。

ウ 保護の停止及び廃止

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。

(ア) 保護の廃止の際の要否判定

保護廃止の際の要否判定については、処理基準として、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）の第10（保護の決定）の間6があり、これによれば、保護廃止の際の要否判定については、次の基準によることになる。

保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知（※注記参照）第10の2の(1)に定める別表2に定める額）との対比によって判定するものであること。

※注 昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」

(イ) 保護の停止又は廃止の取扱い基準

保護の停止又は廃止の取扱い基準については処理基準として、課長通知の第10（保護の決定）の間12があり、これによれば、保護の停止又は廃止は、次の基準によることになる。

a 保護を停止すべき場合

- (a) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想され

るとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(b) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

b 保護を廃止すべき場合

(a) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(b) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。

エ 自立支援医療制度

自立支援医療とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）により、障害者の心身の

障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため医療を給付する制度である。

自立支援医療の種類（対象者）は、精神通院医療、更生医療、育成医療であるが、このうち、精神通院医療とは、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、うつ病などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者をいい、精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の軽減を図る制度である。

なお、自立支援医療を活用する場合には、市町村等から自立支援医療費を支給する旨の認定を受けなければならない（障害者総合支援法第52条第1項）。

オ 就労自立給付金の支給

市長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者であって、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する（法第55条の4第1項）。

就労自立給付金の支給については、処理基準として、平成26年4月25日付け社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による就労自立給付金の支給について」があり、次の基準によることになる。

（ア）支給要件及び支給方法

被保護者であって、aからdまでのいずれかの事由に該当することにより、保護を必要としなくなったと支給機関が認めた場合に、当該被保護者の申請に基づき、（エ）に定める算定方法に基づき算定した給付金を、世帯を単位として一括して支給すること。なお、以上のaからdまでの場合における就業の形態は問わないものであること（法第55条の

4 関係)。

a 世帯員が、安定した職業（おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下において同じ。）に就いたこと。

b～d (略)

(イ) 給付金の性格等

給付金は、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと認められる被保護者に対して支給するものであること。そのため、申請は、被保護者が保護の廃止の直前に行うものとし、その支給は、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに行うものとする。ただし、事後において明らかとなった収入を認定したために遡って保護の廃止を決定する場合等、やむを得ない事由があると認めるときはこの限りでないこと。

なお、給付金は保護廃止後の生活に充てることを目的とするものであるから、保護廃止の際の要否判定の対象となる収入ではないことに留意すること。

(ウ) 申請による支給の決定

支給機関は、氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した申請書により支給の申請があったときは、支給要件に該当するかどうかを判断した上で、支給の金額及び方法を決定し、書面をもって通知すること。

(エ) 給付金の算定方法

給付金の支給額は、算定対象期間 a における各月の就労収入額 b に対し、その各月に応じた算定率 c を乗じて算定した額（1円未満の端数を切捨て。以下同じ。）と上限額 d とのいずれか低い額とすること。

a 算定対象期間

保護を必要としなくなったと認められた日が属する月（保護を必要としなくなったと認められた日が月の初日である場合、その前月）から起算して前6月（当該期間中に法第26条の規定に基づき月の初日から末日までの期間にわたって保護を停止した場合は、当該期間を含まない6月）を算定対象期間とすること。ただし、法第27条第1項の指導又は指示に従わず、又は法第28条第1項の報告をしないなどにより保護を停止した期間については、算定対象期間に含むものであること。

b 就労収入額

給付金の支給対象世帯の世帯員について、保護の実施機関が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8によって収入として認定した就労による収入額（以下「収入充当額」という。）とすること。

c 各月に応じた算定率

算定率は、保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1月目から3月目までは30%、4月目から6月目までは27%、7月目から9月目までは18%、10月目以後は12%とする。

d 支給額の上限額

単身世帯は10万円、複数世帯は15万円とすること。

カ 審査請求の審査庁

法第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする（法第64条）。

(3) 前提事実

ア 審査請求人から処分庁に対し、平成28年4月18日、電話により、一般就労を開始する旨報告があった。処分庁は、この報告により生活保護が廃止になるのか問われたため、電話で保護廃止になることはなく、実際に給与が支給されてから要否判定を行った後に決定すること、自立後再び困窮したら再申請は可能であることを話した。また、勤務内容や待遇等の詳細については、就労届を送付するのでそれに記入して処分庁に返送するように伝えた(乙3)。

イ 処分庁は、同年5月2日、5月分の保護費として、最低生活費 [REDACTED] 円から収入認定額 [REDACTED] 円(児童手当、児童扶養手当)を控除した [REDACTED] 円を審査請求人に支給した(乙11)。

ウ 審査請求人から、同年5月6日、[REDACTED]市障害福祉課の担当者に電話があり、「[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」との内容であった(乙4)。

エ 処分庁は、同年5月11日、審査請求人から就労届の郵送を受けた(乙2)。

オ 審査請求人から、同年5月16日、処分庁の担当者に電話があり、最初の給与支給額は出勤日数から [REDACTED] 万円程度と推測していることと、就労先から社用車を貸与されたので駐車場を借りた経費を必要経費として認定して欲しいとの内容であった(乙4)。

カ 処分庁は、同年5月25日、審査請求人に対し、6月の保護変更通知を発送した。また収入申告して欲しい旨を記載した付箋を通知書に添付した(乙5、10)。

キ 処分庁は、同年6月5日、6月分の保護費として、最低生活費 [REDACTED]
[REDACTED] 円から収入認定額 [REDACTED] 円(見込み給与収入 [REDACTED]
[REDACTED] 円、児童手当 [REDACTED] 円、児童扶養手当 [REDACTED] 円)を控除し

た [REDACTED] 円を審査請求人に支給した（乙4、10）。

ク 審査請求人から、同年6月6日、[REDACTED]月[REDACTED]日支給の給与明細と社用車駐車場の賃貸借契約書と領収書が処分庁に郵送された。給与支給総額から基礎控除と必要経費（各種保険料等と駐車場関係経費）を控除すると、収入認定額は発生しなかった（乙5、13の1～4）。

ケ 保護廃止決定（本件処分）

審査請求人から同年6月20日、[REDACTED]月[REDACTED]日支給の給与明細書が処分庁に郵送された。処分庁は、給与支給総額である [REDACTED] 円から必要経費と基礎控除を差引いた給与収入の [REDACTED] 円に児童扶養手当及び児童手当を加えた [REDACTED] 円を世帯収入として認定し、要否判定を行い、同月は生活保護を要しないと判断して、[REDACTED]月[REDACTED]日付けで保護を廃止する決定を審査請求人に通知した。廃止の理由は、世帯主の収入の増加によるとされていた。給与支給日が [REDACTED]月[REDACTED]日であったため、同月の給与収入と認定し、[REDACTED]月[REDACTED]日に遡及して保護を廃止した（乙6～8、12）。

コ 本件審査請求の提起

審査請求人は、平成28年8月3日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

4 争点

- (1) 本件処分において、保護の廃止を行う場合に該当するとした処分庁の判断は妥当か。
- (2) 本件処分における保護廃止日は適正か。
- (3) 保護廃止前に申請が必要な就労自立給付金について、処分庁が説明しなかったことは違法又は不当か。

第2 審理関係人の主張の要旨

本件の争点は、前記第1の4のとおりと解されるところ、当事者の主張は次のとおりである。

1 争点(1) (保護の廃止を行う場合に該当するか) について

(審査請求人の主張)

- (1) 廃止ではなく停止の処分を求める。
- (2) 病気が完治した訳ではなく、病気と付き合いながら継続して働くことが不確定な状況であり、今しばらく様子を見たほうがよいと判断する。
- (3) 何の説明もなく一方的に通知を送られてきて双方合意の上ではない。

(処分庁の主張)

- (1) 保護廃止の基準は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の間(第10の12)に示されており、この通知に記載されている「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、以後おおむね6か月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」を適用し、保護廃止処分とした。
- (2) 審査請求人が自立支援医療の適用を受け、長期に渡り、治療を受けていることを承知していたが、一方で、審査請求人から [REDACTED] [REDACTED] の意思も表示されており、自立後であっても再び生活に困窮したら再申請は可能である旨を説明済みであったことから、審査請求人の意思を尊重し、保護廃止処分とした。

2 争点(2) (保護廃止日の正当性) について

(審査請求人の主張)

- (1) 給与支給日が平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日であるにもかかわらず、 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで廃止との処分は理解できない。

(処分庁の主張)

- (1) 生活保護は、月の途中で保護開始となる場合又は転出・死亡等により月の途中で保護廃止となる等の特別な場合を除き、月単位で扶助を行っている。
- (2) 例えば、審査請求人の4月の最低生活費は [REDACTED] 円であり、ここから児童手当月額 [REDACTED] 円、児童扶養手当月額 [REDACTED] 円を収入認定（控除）し、4月5日に [REDACTED] 円を支給した。
- (3) 児童手当は2・6・10月の15日にそれぞれ4箇月分 [REDACTED] 円が支給されたものを4分割して毎月収入認定している。同様に児童扶養手当は4・8・12月の15日にそれぞれ4箇月分 [REDACTED] 円が支給されたものを4分割して毎月収入認定している。これは、次官通知の第8の2に「収入認定は、月額によることとし」と記載されているためである。
- (4) 審査請求人の平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月の給与は [REDACTED] 日に支給された。この給与を、上述の児童手当や児童扶養手当と同様に同月の収入と捉え、同月の審査請求人の最低生活費と対比して要否判定を行った結果、同月は生活保護を要しないと判断し、[REDACTED] 月 [REDACTED] 日に遡及して保護を廃止した。

3. 争点(3)（就労自立給付金の申請）について

（審査請求人の主張）

- (1) 就労自立給付金について何ら説明がなく、保護廃止前に同給付金の申請が必要であること知らされず、何もすることができなかった。

（処分庁の主張）

- (1) 就労自立給付金については、保護脱却時の様々な経済的負担を補って再度保護に至ることを防止し、併せて、就労による自立の促進を目的に創設された制度であり、支給要件は二つである。

ア 被保護世帯の世帯員が安定した職に就くことにより、おおむね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持できると認められること。

イ 既に就労収入を得ている被保護世帯において、就労収入が増加した場合、

若しくは、就労収入以外の収入を得ている被保護世帯において、新規に就労収入を得たことにより、おおむね6か月を超えて当該世帯が最低限度の生活を維持できると認められること。

支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額(30%~12%)となっている。

- (2) 就労開始後3か月までは就労収入認定額の30%を就労自立給付金として支給すべきところであるが、本件の場合は保護廃止前の就労収入認定額が無く、就労自立給付金の支給対象外であったため、就労自立給付金申請書の提出を求めなかったものである。

第3 理由

- 1 争点(1) (保護の廃止を行う場合に該当するか) に対する判断

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている(法第26条)。

そして、保護の停止又は廃止の取扱い基準は、前提事実(2)ウのとおりとされている。

以上を踏まえ、本件について検討すると、処分庁は、前提事実(3)ケのとおり、課長通知の第10(保護の決定)の間6に基づいて、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と6月分の収入充当額との対比によって、保護廃止の際の要否判定を行ったものと認められる。

その上で、処分庁は、保護を廃止すべき場合の「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」を適用したと主張する。

ところで、処分庁が、以後おおむね6か月を越えて保護を要しない状態が継続すると認められるかどうかの判断を行うに当たっては、それが恣意的になら

ないよう、何らかの合理的な根拠が求められるというべきである。

しかしながら、処分庁は、6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断した根拠を何ら示していない。

また、処分庁は、審査請求人が自立支援医療費の支給を受け、長期にわたり、治療を受けていることは認識していたが、審査請求人から [REDACTED] [REDACTED] の意思が示されており、処分庁としても自立後であっても再び生活に困窮したら再申請は可能である旨を説明済みであったことから、審査請求人の意思を尊重して保護を廃止したと主張する。

しかしながら、審査請求人は、本件審査請求において、病気が完治した訳ではなく、病気と付き合いながら継続して働くことが不確定な状況であると主張し、明確に保護の廃止から保護の停止への変更を求めるとの意思を示しており、審査請求人が自ら保護廃止処分を求めていたものとは認められず、本件では処分庁が保護の廃止が妥当であると判断した根拠とするには合理性に欠けるといわざるを得ない。

なお、審査請求人は、処分庁も認めているとおり、自立支援医療制度による自立支援医療費の支給を受けている者であり、継続して働くことが不確定な状況であるとの主張には、合理性がある。

以上のとおり、6か月を超えて保護を要しない状態が継続するとした処分庁の判断には合理性がなく、妥当性を欠くものといわざるを得ない。

よって、本件処分は、国が示す保護の停止又は廃止の取扱い基準に適合しておらず、不当である。

2 争点(2)及び争点(3)に対する判断

争点(1)についての前記1により、本件審査請求の裁決に関する意見としては足りることになるが、念のため、紛争の一回的解決に意義があると思われるため、争点(2)及び争点(3)について補足的に意見を述べる。

争点(2)については、前提事実(2)イに照らして、前記第2の2における処分庁の主張は是認できる。

争点(3)について、審査請求人の主張は、就労自立給付金に関して、保護廃止前に申請が必要であることを知らされず、支給を受けられなかったことから、本件処分の取消しと併せて、処分庁に対し就労自立給付金の申請を受け付けるよう求めているものと解される。

これに対して、処分庁は、本件処分においては、審査請求人は、就労自立給付金の支給対象外であったために、就労自立給付金の申請を求めなかったものであると主張する。

そこで、本件処分に伴う審査請求人への就労自立給付金の支給の可否について前提事実(2)オに基づき検討する。

本件処分における保護廃止日は平成●年●月●日であることから、審査請求人の就労自立給付金の算定対象期間は、同年●月から平成●年●月までとなる。また、審査請求人の就労の開始は平成●年●月●日であり、同年●月●日に最初の給与が支給されているから、保護の廃止に至った就労の収入認定開始月は同月となる。そこで同月の就労収入額に対して各月に応じた算定率cを乗じて算定した額と上限額dのいずれか低い額が給付金として支給されることになるが、審査請求人の場合、同月の給与支給総額●●●●●円から基礎控除●●●●●円及び必要経費●●●●●円（各種保険料等と社用車駐車場代）を控除したところ、同月の収入認定額は0円となる。

就労開始後3か月までは、収入認定額の30%が就労自立給付金として支給されることとされているが、本件の場合には保護廃止前の就労収入認定額が0円であるため、支給すべき就労自立給付金は発生しない。

以上のとおり、審査請求人は、就労自立給付金の支給対象外であったため、処分庁は、審査請求人に対し、就労自立給付金の申請を求めなかったものと認められる。

審査請求人は、就労自立給付金の支給対象外であり、就労自立給付金の支給を受けることができないことは明らかであり、処分庁が保護廃止前に就労自立給付金の申請について説明を行わなかったことは違法又は不当とはいえない。

3 主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書は、審査請求人の「就労自立給付金の申請を求める。」との主張について、本件処分（保護廃止決定）についての審査請求とは独立した、就労自立給付金の支給決定についての審査請求と解し、行政庁の処分が行われていないことをもって不適法な審査請求として却下されるべきとしている。

しかし、審査請求人のこの主張は、処分庁が本件処分を行う前に十分な説明を行わなかったため就労自立給付金の申請機会を失ったとして、本件処分を取り消した後、改めて申請の機会を求めるものと解される。

以上により、「就労自立給付金の申請を求める。」との主張について却下の裁決を行う必要はないと判断したものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年3月29日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

